

平成 26 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（平成 26 年度調査）
（平成 27 年 10 月 23 日中医協報告）の資料の修正について

※修正箇所は下線部分

「夜間の看護要員配置の評価や月平均夜勤時間 72 時間要件を満たさない場合の緩和措置による影響及びチーム医療の推進等を含む医療従事者の負担軽減措置の実施状況調査」における報告書（案）（抜粋）

【まとめ】

＜病院調査＞

（略）

- (ケ) 26 年改定において、月平均夜勤時間 72 時間要件のみを満たせない場合の緩和措置を設けた月平均夜勤時間超過減算の算定状況について、平成 26 年 4 月から 10 月までの実績をみると、算定なしとした施設が 75.5%で、算定ありと回答した施設はなかった。また、無回答だった施設が約 2 割あったが、回答状況からは無回答とした原因は特定出来なかった。本調査において当該減算の届出施設は調査対象に該当しなかった^{※)}ものと考えられる。

※) 定例報告のデータによると、平成 26 年度の当該減算の届出施設は 13 施設であった。

（略）